

〈論文〉

「民主主義の深化」の過程における 新しい「公共空間」の創出 —1990年代のアルゼンチンの経験から—

廣 田 拓

はじめに

制度的・手続き的な意味での民主主義への移行以後、ラテンアメリカ諸国では民主主義の質やその深化の可能性が問われている¹⁾。E. ヘリンとE. ハーシュバークによれば、現在の民主化²⁾の課題は、公式の制度的な変化に伴って、人々の間に民主主義的な実践や市民権の文化が広く浸透することにある (Jelin and Hershberg 1996:14)。すなわち、ポスト・トランジション社会における問題として、彼らは制度的次元の変化だけではなく、社会的実践や政治文化の次元にも目を向けることの意義を示唆している。

本稿では、「民主主義の深化」という視角から、近年のアルゼンチンの社会運動が政治に及ぼす影響を考察するものである。その際に、まず上記の「制度³⁾」と「政治文化⁴⁾」に着目したL. アプリッツァーの「公共空間論⁵⁾」を応用した分析枠組を提示する (Avritzer 2002:52)。次に、その分析枠組に基づいて社会運動を分析し、近年のアルゼンチン政治の新しい動向の検証を試みるものである。

本稿は、次の4章からなる。第1に、先行研究の整理から、近年のアルゼンチン政治の特徴づけを概観する。第2に、民主主義の深化に関する議論を踏まえて、本稿の分析枠組を提示する。そこでは、制度化されていな

い社会運動による「公共空間」⁶⁾の創出という側面を重視する。第3に、社会運動によって創出された「公共空間」の具体的事例として、1990年代のアルゼンチンにおける人権擁護運動の事例を取り上げる。第4に、まとめとして、1990年代の人権擁護運動がアルゼンチン政治全般に与えた意味を考察する。

I 現代アルゼンチン政治の特徴づけ

近年のアルゼンチン政治は、制度的・手続き的な意味での民主主義が維持されてきた反面、メネム政権期に顕著に見られたように、行政府への過度の権力集中、法の支配の不徹底、さらには政治腐敗や官僚の汚職の横行が起こった。これに対応して、民主主義への移行以後の民主制の質に関して、悲観的な見方と楽観的な見方という2つの異なった議論が存在する。

まず、悲観論としては、政治エリートに重点を置く「委任型民主主義論」(O'Donnell 1994: 55-69)や「ネオポピュリズム論」(Weyland 1999: 172-190)が提示され、現代アルゼンチンにおける「民主主義の深化」の可能性が疑問視されている。これらの議論の特徴は、行政府による権力の乱用や選挙で選ばれたことを口実として、少数者が政治を事実上独占していることへの危惧にある。また、市民の政治への関与の仕方に関しても、ネオリベリズム政策の導入による社会の原子化と国民の政治離れから、国家と社会との乖離が問題視されている。これに対し、E. ペルソツティ(Peruzzotti 2001: 139)は、こうした悲観論は行政権を中心とした政治エリートに重点を置いた見方であると批判する。彼は、オドンネルの委任型民主主義論に関して、委任型民主制が生じる政治文化や歴史的な条件に注目する分析に一定の評価を下しているものの、民主主義への移行後の第二世代の人権擁護運動に言及して、オドンネルが市民社会による「下から」の文化的革新の様相をほとんど考慮していない点を指摘するのである。

次に、楽観論としては、次の2人の議論が挙げられる。S. レヴィツキー(Levitsky 2000: 57)は、メネム政権期の1990年代に政治が「通常

化」したという解釈をとり、アルゼンチン政治では、総体的に民主制が「定着した」と評価する。その理由として、彼は以下の4点を挙げている。第1に、基本的な権利の保障を前提に公正な選挙が行われている点である。第2に、相対的に良く組織化された活発な市民社会によって「民主的な権利」（すなわち、民主主義の手続きが保障される権利）が支持されている点である。第3に、政軍関係が安定して、シビリアンコントロールが確立された点である。そして、第4に、1994年の憲法改正で民主制への質の改善策⁷⁾が見られた点である（Levitsky 2000: 58-59）。

また、H. シャミス（Schamis 2002: 82）は、デ・ラ・ルーア大統領の政権運営とその退陣劇の混乱を概観した論考の中で、アルゼンチンの政治社会に民主制の成熟をみた。彼は、2001年のデ・ラ・ルーアの退陣劇を「経済危機」とする見方を近視眼的であるとして退けた。そこで、彼は、大統領の退陣後、事態の收拾に際して、議会が政党間の交渉や調整によって活路を見出した点を評価し、むしろアルゼンチンの民主制が定着へ前進していると主張した。ただし、彼は、アルゼンチンが法律や手続き、制度を侵すことなくデ・ラ・ルーア大統領の退陣という政治危機を乗り切った点では、民主制の制度的な基盤の安定性を認めるものの、我々は危機の打開は制度のみに依存するものではなかったとしている点に注目したい。シャミスは、議会や政党による交渉という制度と同時に、市民社会及び政治社会の広範な部分が社会化され、今や政治的学習が行われている点も指摘しているのである（Schamis 2002: 90）。

レヴィツキーとシャミスの楽観論に共通する視点は、政党や政治家が活動する政治社会の相対的な安定性と同時に、活発な市民社会による「民主的な権利」への支持や民主主義を社会全体で内在化する政治的学習に注目するところにある。これらの説には、それぞれ見るべき点があるが、その意味で政治社会における制度と市民社会との関係について、より詳しい分析が必要となる。ここから、ペルソッティも指摘する通り、近年のアルゼンチン政治を考察するにあたり、「民主主義の深化」という視角が必要と

され、さらには、政治社会の制度と市民社会の政治文化との相互作用が重要な論点になるであろう (Peruzzotti 2001 : 147)。

II 分析枠組の考察

1 民主主義の深化論の概観

「民主主義の深化」に関する従来の研究動向には、大別すると2つの潮流がある。一つは、「制度」、特に、政党や政党システムの制度化や大統領制・議会制度などに焦点を当てる研究 (Mainwaring and Scully 1995) である。次に、「政治文化」、すなわち政治に関して一定の人々の間で共有されている価値、意識、行動様式、規範、意味体系などに着目する研究 (Diamond 1999 ; Gill 2000) である。これに対し、我々が注目するのは、アグエロやスターク (Agüero and Stark 1998 : 1-20) と同様に、民主主義への移行以後の多くの政治体制が、権威主義体制の遺産や民主制の質を損なう要素と制度的・手続き的な意味での民主制が共存する、いわばグレーゾーンの民主制である。この見方に関連して、最近では民主制の質を考察する「民主主義の深化」論では、政治社会と市民社会との相互作用、そのうち特に、「アカウントビリティ」概念に着眼した第3の潮流が登場してきた (Schedler, Diamond and Plattner 1999)。

「アカウントビリティ」概念は、研究者の間でも多義的に使用されている。このうち、A. シェドラー (Schedler 1999 : 14-17) は、権力を行使する者の応答性と強制力の2つの側面から定義付けている。また、G. オドネル (O'Donnell 1998 ; O'Donnell 2002) は、権力者の応答責任を「水平的アカウントビリティ」と呼ぶ。彼は、アカウントビリティを3つの機能に区分する。水平的アカウントビリティは、第1に、行政府、立法府、司法府の三権による権力の均衡を図る機能を持つ。第2に、上記の三権から派生した機関、例えば、検察庁、国家オンブズマン制度、議会の調査会は、権力を監査する機能を有する。第3の垂直的アカウントビリティとは、もっぱら選挙時の投票行動によって、有権者が政治エリートに対して懲罰

を与えたり、選好を表明するという機能を意味する。そして、オドンネルは、これら3つのアカウントビリティの概念を用いて、ラテンアメリカを含む新しい民主主義への移行国は、水平的アカウントビリティの機能が欠如しているために、その民主制は脆弱であると分析している (O'Donnell 1998: 112)。そこでは、アルゼンチンも水平的アカウントビリティを欠くとされるのである (O'Donnell 1998: 120)。

B. マニン、A. プシェボルスキー、S. ストークス (Manin, Przeworski and Stokes 1999: 29-54) は、垂直的アカウントビリティの限界を指摘している。彼らによれば、一般の市民は、選挙時の投票行動でしか政治エリートにアカウントビリティを求められない。そのため、市民社会が政治社会に与える影響力 (例えば、市民の選好の伝達や投票による懲罰など) は限定されているというのである。

しかしながら、C. スムロビッツと E. ペルソッティ (Smulovitz and Peruzzotti 2000: 150-156; Peruzzotti y Smulovitz 2002 a: 32-50) は、こうした従来のアカウントビリティ論を批判して、市民社会が選挙による投票行動に依存しない形で国家や政治社会に影響力を与える側面を強調している。彼らは、オドンネルの提示した垂直的アカウントビリティの分類に「社会的アカウントビリティ」⁸⁾概念を付加して、アカウントビリティ概念を分析ツールとしてより豊かにしようと試みたのである。この第4のアカウントビリティは、次のような機能を有する。第1に、社会運動や市民社会の組織が国家や政治社会を直接的に監視することである。第2に、市民社会が国家や政治社会の既存の意思決定過程に異議申し立てを行なうことである。第3に、市民社会が社会的な制裁にもなりうる社会の側からの「声」をシンボリックに利用して発動するものである。つまり、スムロビッツやペルソッティが主張する「社会的アカウントビリティ」には、不正行為や法の支配の不徹底に対しての社会の側から異議申し立ての「声」が、政治エリートや官僚らの行為の監視を促し、さらには法の遵守を促すという効果が考えられるのである。その結果、市民社会の上げる「声」が、

その勢力の多寡に関係なく、国家や政治社会に懲罰を与えたり、権力を監視したりすることで、既存の民主制の質的な改善に貢献するというのである。

確かに、社会的アカウントビリティは、社会の側からの「声」そのものがシンボル作用となつて、不正行為者や告発対象者の評判を下げる点で、社会的な制裁になる。また、選挙時に限らずいつでも、人数の多寡に関係なく、いかなるアクターにも限定されずに誰もが声を発することで、政治社会に対する請願や異議申し立て、あるいは新たな問題提起が可能になる。しかし、E. ペルソツティらは、市民社会の側からの異議申し立ての「声」が司法機関やメディアを媒介とする調査や監督を促すときに、とりわけ不法行為の告発にあたっては、社会的アカウントビリティの機能がより効果を増すと考える。この点をより明示的にしたオドンネル (O'Donnell 2002) は、「社会的アカウントビリティ」自体の影響力よりも、水平的アカウントビリティと垂直的アカウントビリティの相互作用に民主主義の深化の可能性を見る立場をとっている。なぜなら、水平的アカウントビリティのもつ法の执行力は、社会的アカウントビリティの「声」の効用よりも直接的であるために、相対的に有効であると考えられるからである。

2 社会的アクターによる「オンブズマン機能」をもつ「公共空間」

C. スムロビッツと E. ペルソツティ (Smulovitz and Peruzzotti 2000; Peruzzotti y Smulovitz 2002 a) や G. オドンネル (O'Donnell 1998; O'Donnell 2002) のアカウントビリティ論を踏まえて、L. アブリッツァー (Avritzer 2002:133) は、社会的アカウントビリティが水平的なアカウントビリティに媒介されないと、政治エリートや官僚の不法行為を正すような影響力や法の执行力は発動することができないと論じている。彼は、民主主義の深化の条件として、市民社会の社会的実践 (つまり、下から政治文化を革新する試み) に着目し、その社会的実践を制度化する「公共空間論」を展開している。L. アブリッツァーの議論の特徴は、次の3点で

ある。第1に、彼は、公共レベルにおいて市民の民主的な文化を志向する集合行為や社会運動に注目し、自発的のアソシエーションや社会運動などの市民社会が行う対話や議論する空間を「公共空間」(public spaces)として見る点である。第2に、政治エリートによる意思決定の場の外で、市民社会が集合行為や社会運動を通じて既存の政治文化にとって代わる社会的実践に意義を見出し、その代替的な社会的実践こそが、既存の政治文化に対して文化的革新性をもたらす民主主義の萌芽であると捉えている点である。第3に、市民社会の側からの公共の場における対話や議論の空間が、より慎重な討議の場になるために「公共のフォーラム」⁹⁾という常設的な制度を構築する必要があるとしている点である。

E. ペルソッティらの「社会的アカウンタビリティ論」とL. アブリッツァーの「公共空間論」は、市民社会の側からの異議申し立てや社会的実践が政治に及ぼす影響を射程に入れた議論を展開している点では共通する。ここでは、この点をめぐって、両方の議論の問題点を検討してみよう。

まず、「社会的アカウンタビリティ論」が想定するような「声」の影響力が発揮されるためには、以下のような前提条件が必要である。第1に、「声」のシンボリックな懲罰効果には、その前提として社会運動や市民社会組織による違法・脱法行為への異議申し立てに同調する価値観や規範の共有、一定の人々の間で社会的結合関係が存在する必要があるのではないだろうか。第2に、社会的アカウンタビリティは、あくまで既存の「公共圏」や既存の政治社会による狭義の「政治」領域を前提とし、権力の監視機能を発揮するために、主に不正行為の是正を促す。それゆえ、社会運動や自発的アソシエーションの主導する役割には、代替的な公共空間を創出するといった、既存の「政治」概念自体の再定義を迫るものではないという限界がある。たとえ社会運動や市民の社会的実践が既存の政治文化の革新をもたらしたとしても、法による自律的な社会領域の確保という立憲主義的立場にとどまるのではないか。E. ペルソッティは、社会運動や自発的アソシエーションによる政治的アイデンティティの再構築に言及して、

その政治文化の革新性も述べている (Peruzzotti 2001: 140-142)。しかし、社会領域の法による保障、つまり、国家と社会間関係を律する立憲主義的立場を一義的に想定している点は否めないであろう。彼にとっては、1983年の民主制への移行以後、人権運動の二世代の目的は、政治社会から自律した社会領域の制度的保障のみならず、公的な権力がアカウンタビリティを発揮させることであるといえよう。

また、L. アプリッツァーの議論は、以下の問題点をはらんでいる。第1に、市民社会の側からの討議メカニズムを常設するために、それを「公共のフォーラム」として制度化することは、「公共空間」での社会運動の抵抗の形式や参入する人々の多様性と自律性に制限を設けることにならないだろうか。つまり、制度化された公共のフォーラムには、既存の公共空間では参入できずにいた人々が、差異に基づく新たなアイデンティティを表出したり、それまで見落とされてきた新たな問題を提起できるだけの弾力性があるのだろうか。第2に、市民の政治への関与の度合いで生じる隔たりも問題である。既存の政治文化に代わる社会的実践の場である「公共空間」に積極的に参加する市民と、制度化された政策決定プロセスの段階から遅れて参加する市民との間の隔たりは不可避であろう。制度化された「公共のフォーラム」が構築されても、消極的に政治に関与する市民が、制度的な意思決定メカニズムの中で政治エリートの意向通りに操作されたり、クライエントリズムの形で市民社会の意思が巧みに政治的に転用される点も否めない。したがって、「制度化」を伴う政策決定プロセスは、必ずしもより慎重な討議の場や差異に基づく多様なアイデンティティが表出する「公共空間」を保障するわけではないのである。

以上の考察から、本稿では「社会的アカウンタビリティ論」とL. アプリッツァーの「公共空間論」の問題点を補う形で、制度化されていない社会的アクターが、社会運動・自発的アソシエーションを通じて代替的な「公共空間」¹⁰⁾を創出する点を重視する。この立場は、民主主義の深化論の系譜で、政治文化の要素を重視する社会運動からみた「公共空間論」

(Escobar and Alvarez 1992 ; Alvarez, Dagnino and Escobar 1998) と研究志向は重複するが、全く同じではない。例えば、S. アルバレス、E. ダニーノ、A. エスコバル (Alvarez, Dagnino and Escobar 1998 : 18-20) は既存の政治社会による狭義の意思決定に影響を及ぼす代替的な社会運動の「公共空間」の創出やその文化的革新性を重視する。また、N. フレイザー (フレイザー1999 : 138-140) は、サバルタンによる「対抗的公共空間」を唱える。これらの見解とは本稿で提示される代替的な「公共空間」が、制度化されていない社会運動に主導されながらも日常生活の中の多様な人々から生ずる、いわば、社会的アクターによる「オンブズマン機能」を有するという点で異なる。同時に、ここで提示するオンブズマン機能を有する代替的「公共空間」は、市民社会と政治社会との相互作用をも射程に入れている点に特徴がある。

オンブズマン機能を有する公共空間とは、以下の3つの特徴をもつ。第1に、公共空間において特に、不利益を被る者や弱者からの要請や苦情が問題視され、その苦情を処理したり、問題の解決策を話し合う場である。第2に、行政型 (行政サービス上の苦情や紛争の処理機関) でもなく、議会型 (議会内に設置された紛争処理機関) でもなく、多様な社会的アクターが担うオンブズマンである。第3に、いわゆる政治社会の権力を監視するだけでなく、既存の社会で支配的な文化に代替する社会的実践が行われる場である。

3 アルゼンチンにおける「公共空間」—1980年代の人権運動の意義

1983年に民主主義への移行を果たしたアルゼンチン政治において、人権擁護運動の果たした役割は大きい。プロセソ軍政期 (1976~1983) には、議会や政党、利益団体の自由な活動は禁止され、既存の代表制の回路は閉ざされていた。その軍政下で行方不明者の真相究明を求めて立ちあがった人々が主導した人権運動は、アルゼンチンの政治過程の外に「公共空間」を創り出したのであった。

当時の人権運動が生み出した「公共空間」には、次のような効果があった。第1に、行方不明者の家族が自らの要望や請願を公に表明できたことである。第2に、軍政下で軍部主導の人権抑圧政策に無関心な態度を示した社会に「人権運動」という問題提起を行ったことである。第3に、当時の人権運動の主導者（例えば、五月広場の母親たち）が、意見を形成し問題を提起するために、五月広場に集合して話し合い、定期的なデモンストレーションを行う戦術をとったことである。第4に、上記の3点を通じて、人権運動に関わる人々がその活動自体の中で、集合的アイデンティティを形成していったことである。第5に、当初は無関心であった人々の共感を呼び、次第にアルゼンチン社会全体の問題として、いわば、社会問題の意識化が進んだことである。第6に、人権運動が提起した問題は、「個人的な事柄」や人々の日常の生活世界に根ざした、いわば、生活次元の政治を志向したことである。特に、人権運動は、そもそも一体、誰が公共的な問題を設定し、その問題にいかに対処するのか、という問いを發し、これまで当然のように社会的に受容されてきた既存の文化コードや社会的な規範を見直す契機を与えた。第7に、中・長期的な視野に立って人権の確立、法の支配の徹底、あるいは、基本的な諸権利、つまり、法の下では誰もが平等に諸権利を有するという権利を主張できることを示したことである。

以上のように、1980年代の人権運動が創出した「公共空間」によって、アルゼンチンの市民社会は権利意識を再認識し、特に、人権侵害や法の支配の不徹底に敏感に反応するようになった。しかし、プロセソ軍政下の末期に活発であった、人権運動の民主的反対派としての影響力は、民主制への移行以後、相対的に弱まったと見なされている。そのかわりに、アルゼンチンの公共空間は、政党、議会、利益団体などの既存の代表制によって再度、占有されることになった。軍政期に、人権運動によって既存の代表制の外から創出された「公共空間」は、政治社会による討議や意思決定過程へと縮小したのだろうか。この点に関して次に、1990年代に生じたアルゼンチンの社会運動の実態から、制度化されていない社会運動が政治に

及ばず影響を見てみよう。

Ⅲ 事例研究

1 マリア・ソレダー事件と市民社会の政治化¹¹⁾

以下でみる女子高生の暴行殺人事件は、アルゼンチンの北西部にあるカタマルカ州で1990年9月8日に発生した。カタマルカ州は、1940年代後半からサアディー一族が伝統的地方的カウディージョとして君臨し、地方政治を長年にわたって支配している地域である。

サアディー一族の開祖であるヴィンセント・レオニデスは、州知事を2期、さらに同州代表の上院議員を2期務めた人物であった。その息子のラモンは、1983年に州知事（ペロン党）となり、さらに88年には再選された。このように事件の舞台となったカタマルカ州は、サアディー一族の世襲による地方政治の専制的な支配のために、三権のチェック・アンド・バランスや監視機能が働かない状況が生まれていた。カタマルカ州の三権の機能不全を裏付けるように、ラモンと親交のある州議会議員が政治権力を利用して捜査へ介入や妨害を行い、事件の真相を闇に葬ろうと画策した。事件発生当初から、州民の間で、最初は噂として、そして次第に確信を持って、マリア・ソレダー事件の容疑者として疑惑の目が向けられたのが、州議会議員アンヘル・ルケの息子ギジェルモであった。これに対して、アンヘル・ルケ議員は、同州の家父長的政治支配を利用して警察・司法当局に圧力をかけ、息子への疑惑に対する捜査を妨害しようと試みた。このように事件の背後に、地方政治のカウディージョ支配や法の支配の不徹底、特に、権力者による法の恣意的利用、つまり私物化などがあった。

1990年9月10日、カタマルカ州の州都（カタマルカ市 San Fernando del Valle de Catamarca）近郊で女子高生マリア・ソレダー・モラレスが遺体で発見された。これは暴行殺人事件であると断定されたが、警察や司法当局は、事件の捜査に当初から及び腰であった。その理由は、この暴行殺人事件に州議会議員の息子が関与しているという噂が囁かれたからである。

この状況の中で、マリア・ソレダーの遺体が発見されて数日後には、カタマルカ市で事件の真相究明を求める「正義」を掲げた社会的な動員体制が組織化された。その運動は、いわゆる「無言の行進」という抵抗の形態をとり、この静かなデモ行進は同州の主要な都市の広場の至るところで行われた。また、この「無言の行進」という、一地方社会から始まった真相の究明と公正な裁きを求める抗議運動は、後に、アルゼンチンの市民社会における一つの社会的抗議形態のモデルとなった。

最初の「無言の行進」は、事件の一週間後に行われ、マリア・ソレダーの母親と被害者が通っていた高校の校長であるシスター・ペジョーニの二人を先頭に、高校からカテドラルまでを行進するものであった。被害者家族ら、動員運動の参加者は、この暴行殺人事件に州議会議員アンヘル・ルケの息子ギジェルモが関与していると思われたために、権力を乱用して真相が闇に葬られることを危惧し、事件の公正な取り扱いと真相の究明を掲げた社会運動を展開したのであった。「無言の行進」は、1990年から1996年の間にカタマルカ州だけで合計82回行われ、同州以外でも107回に及び全国的な運動となった。この事件そのものは、とりわけメディアに取り上げられ、国中の注目を浴びることで、全国的な事件へと発展していった。

前述の通り、「無言の行進」という社会的な抗議行動を当初担ったのは、事件の被害者の家族や知人、友人たちである。具体的には、マリア・ソレダーの母親、シスターのペジョーニ、マリア・ソレダーのクラスメートが最初の抗議行動を組織化した。やがて、こうした被害者の家族や知人、友人による社会運動は、カタマルカ州の様々な団体・組織からの支持を集めることに成功した。

まず、教会や学生団体が被害者家族、知人、友人の小グループを支援した。特に、教会による社会運動への支持を取りつけたことによって、シスター・ペジョーニのみならず、一群の聖職者グループやカタマルカ州のカトリック司教自身までもが第4回目の「無言の行進」に参加した。このカタマルカのカトリック司教は、ことあるごとに、「無言の行進」という教

会と市民とが連携した抗議運動を新聞紙上で語るように努めた。1991年の1月には、シスター・ペジヨーニとカタマルカ司教が共に、社会的抗議運動の支持者として、メネム大統領と会見した。その席で二人は、大統領に州の司法当局が機能不全に陥っているので連邦政府が同州に介入することを要求したのであった。同州の教会による人権擁護運動への支持表明や州議会議員の働きかけの結果、国会における調査委員会の設置が実現し、この事件が地方の殺人事件の域を越えて、国民的な運動をひき起こすことにつながった。

次に、カタマルカ州の学生団体も「無言の行進」に大きな役割を果たした。マリア・ソレダーのクラスメートが正義を求める運動に参加しているのに倣い、様々な学生団体は伝統的な春祭りを中止し、それに代わって「無言の行進」に参加するようになった。専門職業従事者の組合の一つである医師会も、マリア・ソレダー事件の真相究明を求める運動の一翼を担った。そのため、医師会は、「無言の行進」への参加を理由に停職処分を受けた同僚の医師を支持するため、ストライキを続けたのだった。同州の地方紙¹²⁾もこの運動の告発に対して反応良く対応した。また、弁護士会の地方支部の代表はモラレス家の弁護士に協力し、連邦政府の州司法当局への介入を要求した。これらの組織や団体に加えて、個人の資格で多数の市民が「無言の行進」に参加し、大きな支持を与えた。こうして、多様な個人、運動、組織から成る「公共空間」が形成され、同州には新たな形の社会的結合関係が生まれたのである。

正義を求めた「無言の行進」が、次第にカタマルカ州外のメディアや国民の注目を集めることと並んで、マリア・ソレダーの父親の発案で、1991年11月11日、独自の「正義と真実のための委員会」が結成された。この委員会は、同州の警察や司法機関が全力をあげて真相の究明に取り組んでいないという判断から、その公式の司法メカニズムに対して情報の公開と捜査の状況説明を求めたのであった。「正義と真実のための委員会」は、モラレス一家、シスター・ペジヨーニ、人権活動家、政治家、労働組合員、

教師、隣人、クラスメートなど、約40名から構成された。こうして、警察の捜査や司法手続きを監視する活動によって、「正義と真実のための委員会」は、「無言の行進」という社会的抗議の戦術を補完する上で重要な役割を担った。一方、この独自の委員会での聖職者、政治家、法律家の関与は、マリア・ソレダー事件を一地方の殺人事件から、基本的な権利としての人権の擁護や法の支配の徹底を求める、より普遍的な問題に転換させる上で一定の役割を果たすこととなった。

また、カタマルカ州での「無言の行進」が、全国メディアに取り上げられると、次第にアルゼンチンの国民的な関心が注がれるようになっていった。こうして、本来ならば地方紙の警察事件欄に掲載される事柄が、「無言の行進」や真相究明を求める委員会の結成、さらには全国メディアの報道により、アルゼンチン世論の最重要の政治的関心事にまで発展していった。カタマルカ州では、既存の政治エリートや政治過程による公共空間とは異なる、人権擁護を掲げた社会運動による「公共空間」が形成されたのだった。

その一方で、サアディー一族が支配するカタマルカ州政府は、警察、司法機関に政治的な圧力をかけて、事件の真相究明や捜査をことごとく妨害した。例えば、州警察の長官が捜査に干渉したり、証拠を隠滅したりした。また、同州の権力中枢に結びついている者が事件担当の地方判事を脅したり、容疑者に代わる無実のスケープゴートをでっち上げたりした。これらの捜査・司法機関に対する妨害に加えて、同州の寡頭支配層は、メディアを利用して逆に自らの立場の正当化を図るのであった。彼らは、「無言の行進」などの社会的な動員運動の中核を担っていた聖職者への中傷キャンペーンを展開したほか、「無言の行進」に対抗する動員運動として、州知事主催の「真実への行進」を組織した。こうして、カタマルカ州当局は、市民社会が「無言の行進」で突きつけた要望や意図を踏みにじる動きに出た。ここにマリア・ソレダー事件をめぐって同州が二分される事態が生じた。

しかし、サアディー一族が政治権力を盾に妨害工作を繰り返したにもかかわらず、被害者家族とその支持者側は、「無言の行進」を継続した。その結果、この活動は次第に実を結び、カタマルカ州の政治社会、警察や司法などの腐敗の実態が明るみに出された。

カタマルカ州の状況がメディアによってアルゼンチンの全国的な関心事となると、その後、国会も本格的に介入するようになった。カタマルカ州の三権の機能不全や政治腐敗の体質を問題視した国会は、マリア・ソレダー事件とその対応をめぐる状況を調査する特別委員会を設置した。1991年2月6日と3月21日には、急進党の国会議員が同州への連邦政府の介入を求める要望書を提出したが、ペロン党の反対で否決された。しかし、メネム大統領は、聖職者との会談時やマリア・ソレダーの父親との会談の後に、この事件の解決を公約した。マリア・ソレダー事件を担当した3人目の判事がその職務を辞任した後、司法省は、連邦政府の介入とベンティミグリア判事の任命を決定した。こうして、ついに1991年4月4日、連邦政府がカタマルカ州司法当局への介入を宣言した。1991年4月17日には、実際にメネム大統領の命令で連邦政府の介入が実施され、州知事ラモン・サアディーを辞任に追い込んだのであった。

連邦政府による州政府への介入後、ベンティミグリア連邦政府任命判事は、州警察の長官と捜査に関わった他の6名の警察幹部を罷免し、訴追した。それに続き、捜査当局は、ギジェルモ・ルケらを事件の容疑者として逮捕した。この一連の連邦政府による介入の結果、ギジェルモ・ルケの父で、州議会議員のアンヘル・ルケは、同州のペロン党から追放処分を受けるに至った。また、この連邦介入は、メネム大統領とカタマルカ州知事のラモン・サアディーとの間にも激しい対立を生み、ラモンはメネム個人やメネム政権を激しく批判して、州知事の地位を失うことに抵抗した。この対立のために、連邦政府は、新しい州知事の引継ぎとその安全の確保のために軍を同州に派遣するほどであった。

この事件の影響は、カタマルカ州の政治文化に新たな兆しをもたらすこ

ととなった。1991年10月の選挙では、カタマルカ州の歴史ではじめてサアディー一族が敗北した。ラモン・サアディーは、急進党、ペロン党の反対派、独立の候補者からなる連合に対して敗北を喫したのである。もっとも、1999年には、彼はカタマルカ州から国会議員に当選して、再び政治の表舞台に戻った。この点で、マリア・ソレダー事件で発揮された、市民の「声」が引き起こした社会的アカウンタビリティのシンボリックな懲罰効果は限定的かもしれない。しかし、カタマルカ州において有力な政治家が、法の網をくぐり、自身の裁量で同州の三権を支配するという長年の寡頭支配体制に対する市民社会の監視の度合いが高まったことは確かであろう。

マリア・ソレダー事件の裁判が始まると、正当な手続きと司法プロセスの透明性を保証する役割は全国メディアが担った。マリア・ソレダー事件の裁判は、1996年2月に始まり、最初の公判から国営テレビやケーブルテレビのニュース専門チャンネルなどで中継された。この事件の裁判のテレビ中継は、多くの視聴者を得た。そのなかで、テレビ中継が原因となって予想されなかった混乱が発生した。この裁判で二人の判事のある身振りをきっかけに、法廷で被告に有利な意見陳述や審理が組織的に行われているという疑いが視聴者から寄せられ、判事に対する抗議の電話がテレビ局に殺到したのである。そのため、被害者の家族の弁護士は、法廷での担当の判事の訴追と罷免を求めた。しかし、裁判所は、さらなる事態の混乱を防ぐことを理由に、公判のテレビ中継を中止する決定をした。さらに、カタマルカ州最高裁は、被害者側から要求された問題の判事を罷免する請願を却下したのであった。こうした司法の決定に対し、数日後、多くの人々がアルゼンチン全国規模で疑問を提起した。また、ブエノスアイレスの主要都市では、裁判のテレビ中継の再開を求めるデモが行われた。その結果、問題の二人の判事は交替することとなり、裁判は延期される事態となった。結局、1997年8月になって、新たな判事を加えて裁判が再開され、1998年2月、被告に有罪判決が下された。¹³⁾

2 その他の社会的異議申し立ての運動

先述のマリア・ソレダー事件は、1990年代におけるアルゼンチンの市民社会の政治化を象徴する事例であった。この他に、地方で発生したローカルな事件が、アルゼンチンの国民的な関心事となった社会運動の事例も見てみよう。

「カラスコ事件」¹⁴⁾とは、1994年3月6日にネウケン州の陸軍の軍事施設内で起こった陸軍上等兵オマール・カラスコの殺人事件である。

義務的徴兵制のために入隊した新兵であるオマールは、先輩兵士のリンチにあい、殺された。彼の家族は、連絡が途絶えた息子の安否の確認を軍に求めた。しかし、軍部からの返答は、「訓練が厳しくて兵舎から脱走していなくなった」という虚偽の報告であった。また、行方不明のオマールを捜索する警察に対しても、軍部は組織的に情報を操作し、事件の真相を明かさなかった。その後、1994年4月6日、オマールの遺体が軍の敷地内で発見された。以上が事件の発端である。

この事件は、陸軍の上官が部下に対して暴力をふるい死に至らしめたというものであった。しかし、軍部施設という性格上、上官の暴力によって殺された事実が組織的に隠蔽されて、軍部内のチェックも機能しなかった。これに対して、事件の真実の究明と正義を求める被害者の家族、知人、友人らのローカルな活動から社会運動が始まった。そして、その社会運動の反響は、州レベルに拡大し、やがて、全国メディアが取り上げることになった。軍内部の根深い秘密主義的体質が問題視されて、メディア自身が調査に乗り出した。その過程で、メディアが事件の経緯や軍部内部の暴力による人権侵害の日常的な横行、とりわけ軍の上層部の情報操作や秘密主義を暴露したことで、国民が注目する政治問題となった。メディアによる真相究明と被害者家族の訴え、そして人権侵害に対する一般市民の抗議の声がデモ行進に発展した。この抗議のデモ行進はネウケン州だけではなく、首都ブエノスアイレスにまで広がった。最終的に、軍部の内部規定が刷新され、1994年8月、メネム大統領が政令を發布して、義務的徴兵制度の廃

止という制度改革につながった。

一方、「カベサス事件」¹⁵⁾とは、1997年1月25日にピナマルで報道記者ホセ・ルイス・カベサスが暗殺された事件である。被害者の記者は、メネム政権と深いつながりのある企業家ヤブランという汚職やマネー・ロンダリングに関与している人物の写真や情報を入手したために組織的に殺されたといわれている。この事件に対して、市民社会の中で自発的に殺人事件の背景に関する真相究明を求める声が高まった。その結果、国民に広く、正義を求める社会運動が盛り上がり、司法当局に加えてメディアが、事件の真相究明に乗り出した。また同時に、人々は、企業家、政治家、官僚や警察組織の間の「黒い関係」に批判の目を向けることとなった。この事件は、メディアや市民社会が権力中枢の政治腐敗や官僚の汚職に対して「不処罰」を許さないという強い意思を表明するものであった。こうして後に、この事件をきっかけに、議会や司法府がメネム政権及び政権中枢の周辺での政治腐敗や官僚の汚職の構造にメスを入れることとなった。

この2つの事例では、マリア・ソレダー事件と同様、法の支配の徹底と権利の保障に基づく社会運動がローカルなレベルから立ち上がり、まずローカルな「公共空間」が形成された。その際、ローカル・レベルの地縁や血縁に基づく閉鎖的な共同体ではなく、ある問題意識を共有する、開かれた社会的結合関係が構築された。次に、メディアが事件の経緯や問題を報道することで、当該地域以外の人々がローカルな事件を普遍的な問題として受け止めた。メディア報道は、法の下での平等が権力の資源の多寡や権力へのアクセス度によって歪められる構造を指摘する。それを受けて、市民の社会運動が、権力を持つ者を利すると言われる、ラテンアメリカにおける法の支配の不徹底に異議を唱えるのである。

したがって、市民社会の担う集合行為や言論の場こそが、代替的な「公共空間」の創出につながり、そこでは、主に「真実」と「正義」が要求され、「不処罰に対する異議申し立て」が行われるのである。こうして、生活世界に根ざした社会運動が、国民規模の世論の影響力や支持を根拠に、

国家や政治社会に対して、法の支配の徹底、市民の権利を満たすように働きかけること、あるいは権力者の不処罰に対する懲罰が可能であった点で先述の事例は共通する。

他方で、ローカルな社会運動の発する問題提起に対して、特に、その問題提起が公開されて妥当なものとして社会に受け取られ、国民の政治問題として広く議論されると、政治過程に携わる側は、もはやそれらの問題を不問にできないのである。また、国家や政治社会は、市民社会からの問題提起に敏感になり、自らの統治や政治に関わる正統性の確保のために、法の支配の徹底・市民権の行使を促す行動を選択するのである。

結論

近年のアルゼンチンに見られる社会運動や市民社会組織の集合行為の特徴は、以下の3点である。

第1に、「公共空間」に参入する人々の高い参加度と多様性である。社会運動や自発的アソシエーションが創出する「公共空間」には、新たに問題を提起する人々とそれに呼応する人権擁護運動や人権団体に限定されない。その公共空間には、基本的な権利である人権擁護や法の下での平等を求める聖職者、専門家、政治家、メディアなどが入り混じって参入する。

また、とりわけ、聖職者や政治家が、個別の社会運動の要求を広く社会に伝達・翻訳し、さらに個別の問題をより普遍的な社会全体の問題へと表明する過程で「スポークスマン」の役割を果たす。1980年代の公共空間に比べて、1990年代の社会運動が創出する「公共空間」は、社会の中でより短時間で容易に共通のフレームを形成するように促すのである。

第2に、多様な個人、運動、組織が暴力によらない抵抗の形式（例えば、平和的かつ合法的なデモンストレーションや「無言の行進」など）をとる。さらに、オンブズマン機能を有する「公共空間」は、次のような実践を行う。第1に異議申し立て、第2に問題の調査、第3に権力を監視、そして、第4に提示された問題がどこまで是正されたかという改善状況の査察であ

る。1980年代の人権運動と比較して、かつては、社会運動が個別に担っていた機能が、今や公共空間の中で編成されて、共通の目的の下に市民社会の網の目が結ばれる傾向にある。本論で紹介したローカルなレベルでの殺人事件が、「人権擁護」や「法の支配」などを旗印に全国規模のデモンストレーションに発展するような集合行為の出現は、新たな社会的結合関係を意味する。

第3に、聖職者、政治家、専門家、メディアなどのいわば言説の資源をもつ人々が職業的にはオンブズマンではないが、機能上、公共空間において擬似的にオンブズマンの役割を果たしていることである。彼らは、一方で、一個人として、ある地域に住む生活者の立場で、社会運動が提示する問題意識に共感したり、行動を共にする。他方、職業人として、聖職者の属する教会組織や政治家が活動する政治社会を既存の代表制の外で市民社会と政治社会とを結ぶ回路として利用するのである。このような擬似「オンブズマン機能」を担う人々として、普通の人々の日常感覚を共有する職業人という存在が、「公共空間」の政治化の影響力を左右しているといえるだろう。

こうして、公的な制度に属する聖職者や政治家が、「公共空間」に参入するとき、アブリッツァーが指摘する「公共フォーラム」の制度化は必ずしも必要ではない。なぜなら、彼らが、一方で、他の人々と協力する「公共空間」で活動しながら、他方で、自らの所属する制度や組織の資源を利用することで、市民社会の政治化が図られるからである。

ここに社会的アクターによる「オンブズマン機能」を伴った「公共空間」の利点があるだろう。1990年代にアルゼンチンで象徴的に見られた人権擁護運動の事例は、多様な個人、運動、組織から市民社会の網の目が形成される点を強調する。その上、聖職者、政治家（特に、野党の政治家）、メディアや専門家などが、市民社会の網の目の結節点として公共空間の一翼を担うことは、社会的アクターによる「オンブズマン機能」を有する「公共空間」の創出として解釈できるのではないだろうか。

したがって、通常はオンブズマンではない聖職者、政治家、専門家やメディアなどの公的な制度との回路を持つ人々と人権団体や市民社会組織との連携による「オンブズマン機能」を有する「公共空間」という分析枠組は、現代アルゼンチンの市民社会の政治化を分析するために適している理念型であると考えられる。

近年のアルゼンチンの人権擁護運動がアルゼンチン政治に与えたものは、第1に、法の支配の徹底と市民権などの権利の内実を批判的に問うことである。たとえ権力者であっても人権侵害に対する「無処罰」はもはや許されないのである。第2に、地縁や血縁が根強い地方の共同体から「公共空間」を求める動きが見られることである。そこには、地方における新たな形の社会的結合関係の形成が伺われる。

1983年に民主制に移行した後も、アルゼンチン政治においては、特に、人権運動は、人権擁護を旗印に、多様な人々、運動、組織をまとめあげる影響力を保持し続けている。そして、これらの人権運動は、独自の「公共空間」、すなわち、社会的アクターの協力による「オンブズマン機能」を有する「公共空間」という様相を見せているのである。

本稿は、1990年代にアルゼンチンの社会運動が、既存の代表制の外からいかに独自の「公共空間」を創出しているかを問うものであった。社会運動が民主主義の深化に果たす役割の一端は、説明できたであろう。しかし、今後に残された課題も多い。第1に、他の事例も含めた、社会運動や集合行為がもたらす事例研究の詳細な記述と調査である。第2に、ローカルな共同体でなぜ市民が「声」をあげ、下から政治文化の革新を図るのかという点の考察である。そして、第3に、既存の代表制と新たな「公共空間」との関係を深く掘り下げることである。また、2001年12月19日、20日に起こったアルゼンチンにおける社会的抗議の運動の背景を探ることも重要であろう。総じて、近年のアルゼンチンに見られる既存の代表民主制への不信感とそれに対する市民の新たな政治への関与は、我々に「民主主義の深化」の可能性と課題を問いかける。

註

- 1) 民主主義の定義には、大別すると2つある。第1は、手続き的・最小の意味での民主主義で、定期的に開かれる、自由・公正かつ競争的な選挙による政治エリートの選出である。第2は、いわゆる実質的民主主義であり、単なる政治エリートの選出を超え、社会・経済的な次元まで包含する民主主義概念である。本稿では、民主主義を選挙という手続き的・最小の意味での民主主義に、社会的合意を求める討議の空間を通じた、市民権の確保、参加の拡大を付加した定義を用いる。これは、いわば民主主義を「政治社会」の競争的次元に限定せずに、社会の編成原理をも重視する定義である。
- 2) 民主化には、2つの局面がある。第1に、非民主的な政治体制から民主主義への移行をさす。第2に、民主主義への移行以後、既存の民主制がより民主主義の質を高める局面がある。この時、後者を民主主義の深化とする。よって、民主化プロセスとは、権威主義体制からの移行期とそれ以後の民主主義の深化とを含むものである。また、民主主義への移行以後の問題を「定着論」として問題設定する立場もあるが、「定着」の内容が多義的かつあいまいで、批判もある。例えば、O'Donnell, G. (1996) など。「定着論」の多くがフォーマルな政治制度・政党システムの定着と捉える立場が多いので、本稿では、民主主義への移行以後を深化の問題と考えたい。
- 3) ここで「制度」とは、狭義の定義で、憲法や法の規定によるフォーマルな政治制度を意味する。伝統や慣習に基づくインフォーマルな意味での制度や慣行などは除く。
- 4) 次の定義による。L. ハント (1989) の「集団的意図や行動を表現し形づくる価値観・期待・暗黙のルール」を用いる。
- 5) 彼は、民主化プロセスを「公共空間」(public space) の創出と関連づけて、既存の民主主義的エリート論への代替理論を提示している。Avritzer, L. (2002)
- 6) 「公共空間」には、public space という原義をあて、H. アレントやJ. ハーバーマスの「公共圏」として public sphere と区分する。前者は、多様なアクターや社会運動がアイデンティティを表出して、同時に、新たな社会的実践の導入による既存の政治文化に代わる政治文化の革新性を志向する空間を意味する。後者は、国家と個人の間にあるリベラルかつ普遍的な言説空間の意味が強く、代表制の内外での討議というコミュニケーションを通じた社会的合意形成の場や空間として考える。
- 7) 具体的には、政治エリートの直接選挙、女性議員の割り当て制、国家オンブズマン制度の導入、公職に就く際の政教分離など。
- 8) 原語は、Societal Accountability。

- 9) 原語は、Public Fora of Deliberation。
 アプリッツァーは、ブラジルの「参加型予算編成制度」やメキシコの「連邦選挙機関」を具体例として念頭に置いている。
- 10) ここでの、代替的な公共空間とは、現存する公共圏 public spheres を刷新する社会運動の文化的側面を重視する意味がある。
- 11) マリア・ソレダー事件 (El Caso de María Soledad Morales) の経緯に関しては、以下のサイト、新聞などの記事を参考に調査したものである。
Clarín, La Nación の記事：1990年9月11日、1990年9月28日、1991年4月18日。
<http://old.clarin.com/diario/especiales/soledad/htm> (アクセス日：2003年10月9日)
<http://old.clarin.com/diario/especiales/soledad/primera.htm> (アクセス日：2003年10月9日)、以上は、1990年9月11日付：殺人事件の記事。
<http://old.clarin.com/diario/especiales/soledad/marcha.htm> (アクセス日：2003年10月10日)、以上は、1990年9月28日付：抗議の行進に関する記事。
<http://old.clarin.com/diario/especiales/soledad/intervencion.htm> (アクセス日：2003年10月10日)、以上は、1991年4月のメネム大統領が連邦介入に踏み切ったことに関する記事。
- 12) *El Ancaster, La Unión* はカタマルカ州の代表的地方紙である。
- 13) 1998年の判決で主犯の Guillermo Luque には21年の刑、共犯とされた Luis Tula には8年の刑が言い渡された。
- 14) オマール・カラスコ (Omar Carrasco) 事件に関しては、以下のサイトを参照した。
<http://old.clarin.com.ar/diario/1999/08/29/e-05201.d.htm> (アクセス日：2003年10月13日)
- 15) ホセ・ルイス・カベサス (José Luis Cabezas) 事件に関しては、以下のサイトを参照した。
<http://www.impunidad.com/cases/joseSnew.htm> (アクセス日2003年10月13日)

文献リスト

- 大串和雄. 1995. 『ラテンアメリカの新しい風—社会運動と左翼思想』同文館。
 キャルホーン、クレイグ編. 1999. 『ハーバーマスと公共圏』山本啓・新田滋訳、未来社。
 斎藤純一. 2000. 『公共性』岩波書店。
 ハーバーマス、ユルゲン. 1994. 『公共性の構造転換』(第2版) 細谷貞雄・山田

- 正行訳、未来社。
- ハント、リン.1989.『フランス革命の政治文化』松浦義弘訳、平凡社。
- フレイザー、ナンシー.1999.「公共圏の再考—既存の民主主義批判のために」C. キャルホーン編『ハーバーマスと公共圏』山本啓・新田滋訳、未来社。
- Agüero, Felipe, and Jeffrey Stark (eds.). 1998. *Fault Lines of Democracy in Post-Transition Latin America* (Florida : North-South Center Press).
- Alvarez, Sonia E., Evelina Dagnino and Arturo Escobar (eds.). 1998. *Cultures of Politics/ Politics of Cultures : Re-visioning Latin American Social Movements* (Colorado : Westview Press).
- Avritzer, Leonardo. 2002. *Democracy and the Public Space in Latin America* (Princeton : Princeton University Press).
- Cohen, Jean L., and Andrew Arato. 1992. *Civil Society and Political Theory* (Cambridge : MIT Press).
- Diamond, Larry. 1999. *Developing Democracy : Toward Consolidation* (Baltimore, MD : Johns Hopkins University Press).
- Escobar, Arturo, and Sonia E. Alvarez. (eds.). 1992. *The Making of Social Movements in Latin America : Identity, Strategy, and Democracy* (Boulder : Westview Press).
- Giarracca, Norma, y colaboradores. 2001. *La protesta social en la Argentina* (Buenos Aires : Alianza Editorial).
- Gill, Graeme. 2000. *The Dynamics of Democratization* (London : Macmillan-Palgrave).
- Jelin, Elizabeth, and Eric Hershberg. (coords.). 1996. *Construir la democracia : Derechos humanos, ciudadanía y sociedad en America Latina* (Venezuela : Nueva Sociedad), pp.11–22.
- Levitsky, Steven. 2000. “The ‘Normalization’ of Argentine Politics”, *Journal of Democracy*, 11(2), pp.56–69.
- Mainwaring, Scott, and Timothy R. Scully. 1995. *Building Democratic Institutions : Party Systems in Latin America* (Stanford : Stanford University Press).
- Manin, Bernard, Adam Przeworski and Susan C. Stokes (eds.). 1999. “Elections and Representations” in Adam Przeworski, Susan C. Stokes and Bernard Manin. (eds.). *Democracy, Accountability, and Representation* (New York : Cambridge University Press), pp.29–54.
- O'Donnell, Guillermo. 1994. “Delegative democracy”, *Journal of Democracy*, 5(1), pp.55–69.

- 1996. “Illusions about Consolidation”, *Journal of Democracy*, 7(2), pp.34–51.
- 1998. “Horizontal Accountability in New Democracies”, *Journal of Democracy*, 9(3), pp.112–126.
- 2002. “Acerca de varias accountabilities y sus interrelaciones”, en Enrique Peruzzotti y Catalina Smulovitz (eds.). *Controlando la política: Ciudadanos y medios en las nuevas democracias* (Editorial Temas, Buenos Aires), pp.87–102.
- Peruzzotti, Enrique. 2001. “The Nature of the New Argentine Democracy: The Delegative Democracy Argument Revisited”, *Journal of Latin American Studies*, 33, pp.133–155.
- Peruzzotti, Enrique, y Catalina Smulovitz (eds.). 2002 a. *Controlando la política: Ciudadanos y medios en las nuevas democracias*, (Editorial Temas, Buenos Aires), pp.23–52.
- Peruzzotti, Enrique. 2002 b. “Towards a New Politics: Citizenship and Rights in Contemporary Argentina”, *Citizenship Studies*, 6(1), pp.77–93.
- Romero, Luis Alberto. 1994 [2002]. *Breve historia contemporánea de la Argentina*, (Fondo de Cultura Económica), pp.243–308.
- Schamis, Hector E.. 2002. “Argentina: Crisis and Democratic Consolidation”, *Journal of Democracy*, 13(2), pp.81–94.
- Schedler, Andreas, Larry Diamond and Marc F. Plattner (eds.). 1999. *The Self-Restraining State: Power and Accountability in New Democracies* (Lynne Rienner, Boulder, CO)
- Smulovitz, Catalina, and Enrique Peruzzotti. 2000. “Societal Accountability in Latin America”, *Journal of Democracy*, 11(4), pp.147–158.
- Weyland, Kurt. 1999. “Populism in the Age of Neoliberalism”, in Michael L. Conniff. (ed.). *Populism in Latin America* (Alabama: Alabama University Press), pp.172–190.